

市内中学校では、生徒数の減少に伴う学校の小規模化、部活動指導教員の不足などの課題を抱え、生徒のニーズに応じた部活動運営に困難な状況がでてきている。

南島原市教育委員会（以下、教育委員会とする）では、南島原市内及び近隣の市の小・中学校に在籍する児童生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動が展開する「地域クラブ」を支援することを目的として認定制度を策定する。

1 目的

南島原市内及び近隣の市の小・中学校に在籍する児童生徒の文化・スポーツ活動における多様なニーズに応え、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら、南島原モデルによる地域クラブ(以下「地域クラブ」という。)を設立・運営し、持続可能なスポーツ・文化活動の実現を図る。

また、地域クラブへの早期移行を視野に入れた支援を行う。

2 地域クラブ認定規定

- (1) 実施の事業主体は、地域総合型（南島原市ではTEAMひまわり、アザリーベンススポーツクラブが運営に携わる）・スポーツ協会型（各協会が運営に携わる）・学校クラブ型（地域協働本部、保護者会が運営に携わる）実施対象は、原則、南島原市内及び近隣の市町に在籍している児童生徒で構成され、日常的に活動をできる地域クラブであり、実施主体は、地域クラブとする。
 - (2) 実施期間は原則1年間（年度更新制）とする。
 - (3) 活動拠点は原則として南島原市内とし、活動場所までの移動について、児童生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
 - (4) 営利目的を主とした運営でないこと。
 - (5) 継続的な地域クラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
 - (6) 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が教育上、児童生徒の健全育成に際し、適正であると認められること。
 - ①目的が記載されていること。
 - ②入退会について記載されていること。
 - ③会費について記載されていること。
 - ④地域クラブ役員等を置くことが記載されていること。
 - ①代表 ②副代表 ③会計 ④監査等
 - ⑤総会について記載されていること。
- ※児童生徒の活動内容や活動実績等について、その児童生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- (7) 南島原市教育委員会が主催する指導者研修を受講し、南島原市教育委員会に指導者（南島原市スポーツ・文化活動指導者人才リスト）として登録されている指導者が運営に携わること。

3 地域クラブの活動方針や指導方針に関すること

- (1) 部活動のこれまでの教育的効果や意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上及び健全育成を主たる目的と

して活動すること。

- (2) 体罰や暴言等の、児童生徒の人権を侵害する違法な行為を行わないこと。
- (3) 「南島原市地域クラブ活動に関する方針（策定中）」に沿った活動及び活動時間を設定すること。
- (4) 児童生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、児童生徒の安全確保に万全を期すること。

- 4 地域クラブの指導者に関すること（学校教職員・外部指導者・地域住民等指導者登録を行ったもの「以下、指導者」）
「南島原市地域クラブ指導者人才リスト」を参照。

5 認定申請手続き

地域クラブ代表者は、教育委員会に「南島原市地域クラブ認定申請書（様式1）」及び「南島原市地域クラブ認定規定確認書（様式2）」「地域クラブ名簿（様式3）」を提出する。教育委員会は、地域クラブからの申請を受け、結果について地域クラブ代表者に通知する（様式1）。

長崎県中学校総合体育大会・新人大会への参加に関する申請については長崎県中学校体育連盟HPから地域クラブ代表者が期日までに直接申請する。

6 南島原市地域クラブ認定における補助について

○地域クラブ運営に係る費用の一部負担。（詳細については協議中）

- 1 施設利用料について・・・・・・・・減免許可
- 2 活動費について・・・・・・・・1地域クラブあたり年間200,000円（交通費・消耗品費・指導者謝金等について地域クラブで決定する）

※補助金額は地域クラブ数により年度により変更する。

※ただし、地域クラブにおける不適切な運営・指導があった場合はいかなる場合でも認定を取り消す。その際、異議等は一切受け付けない。

※認定を受けたクラブを「地域クラブ」とし、認定されていないクラブを「クラブ」として位置づける

(様式1)

南島原市地域クラブ認定申請書

1	団体・地域クラブ名	
2	代表者名	
3	地域クラブ連絡先	
4	地域クラブ所在地	
5	活動種目名	
6	活動拠点（施設名）	
7	募集対象	
8	活動時間（平日） 活動時間（休日）	
9	月謝、用具費用などの保護者負担費	

様式2の南島原市地域クラブ認定規定確認済み。

※上記の内容等に偽りや、認定規定に違反した場合は認定を取り消す場合がある。

取り消された場合についての異議を一切行わないことを了承する。

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____

※以下、教育委員会が記入

上記の内容を踏まえ、令和 年 月 日～令和 年 3月31日まで
_____を南島原市教育委員会の公認団体として認定する。

令和 年 月 日

南島原市教育委員会 教育長 _____

印

(様式1)

南島原市地域クラブ認定申請書 (記入例)

1	団体・クラブ名	南島原市バレーボール協会「東部クラブ」
2	代表者名	南島原 美十五郎
3	地域クラブ連絡先	090-0000-0000
4	地域クラブ所在地	南島原市0000
5	活動種目名	バレーボール競技
6	活動拠点(施設名)	深江体育館
7	募集対象	小学生男女・中学生男女
8	活動時間(平日) 活動時間(休日)	平日(火・木) 18:00~20:00 休日(土・日) 9:00~12:00
9	月謝、用具費用などの保護者負担費	月謝 5000円のみ

様式2の南島原市地域クラブ認定規定確認済み。

※上記の内容等に偽りや、認定規定に違反した場合は認定を取り消す場合がある。

取り消された場合についての異議を一切行わないことを了承する。

令和 年 月 日

地域クラブ名

代表者名

上記の内容を踏まえ、令和 年 月 日～令和 年 3月31日まで
を南島原市教育委員会の公認団体として認定する。

令和 年 月 日

南島原市教育委員会 教育長

印

(様式2)

南島原市地域クラブ認定規定確認書

下記の認定規定の左側□に☑を入れてください。

クラブの組織に関すること

- 南島原市内及び近隣の市の児童生徒が参加できる地域クラブであること。
- 活動拠点は原則として南島原市内とし、活動場所までの移動について、児童生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- 営利目的を主とした運営でないこと。
- 継続的な地域クラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が教育上、児童生徒の健全育成に際し、適正であると認められること。
 - ・目的が記載されていること。
 - ・入退会について記載されていること。
 - ・会費について記載されていること。
 - ・地域クラブ役員等を置くことが記載されていること。
 - ①代表 ②副代表 ③会計 ④監査等
 - ・総会について記載されていること。
 - ・児童生徒の活動内容や活動実績等について、その児童生徒の所属校と必要に応じた情報共有を行うこと。
- 南島原市教育委員会が主催する指導者研修を受講し、南島原市教育委員会に指導者（南島原市スポーツ・文化活動指導者人才リスト）として登録されている指導者が運営に携わること。

地域クラブの活動方針や指導方針に関すること

- 部活動のこれまでの教育的効果や意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上及び健全育成を主たる目的として活動すること。
- 体罰や暴言等の、児童生徒の人権を侵害する違法な行為を行わないこと。
- 南島原市中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針に沿った活動及び活動時間を設定すること。
- 児童生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、児童生徒の安全確保に万全を期すること。

※以上の条件を満たし、認定地域クラブとして申請様式1、地域クラブ規約（任意様式）を添えて提出いたします。

令和 年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____

(様式3)

地域クラブ加入者名簿

(地域クラブ名) _____

No.	在籍校	氏名	学年	備考
1	中			
2	中			
3	中			
4	中			
5	中			
6	中			
7	中			
8	中			
9	中			
10	中			
11	中			
12	中			
13	中			
14	中			
15	中			
16	中			
17	中			
18	中			
19	中			
20	中			

※行が不足する場合は、行を挿入し追加してください。

令和 年 月 日

地域クラブ代表者名 _____